

店

平成 14 年 6 月 14 日

各 位

ア ル ゼ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 岡 田 和 生  
( 登 録 銘 柄 コ ー ド 番 号 6 4 2 5 )  
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 奥 山 正 敏  
電 話 番 号 0 3 - 5 5 3 0 - 3 0 5 5

### 訴訟の提起に関するお知らせ

サミー株式会社を被告とする損害賠償請求訴訟の提起について、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 経緯

パチスロ業界は、飛躍的な発展を遂げたものの、業界特有の問題として特許に対する認識の甘さと誤りがあり、過去には、特許管理会社を介して業界が結束したり分裂したりしておりました。

企業間の垣根を超えて競争が激化している昨今の情勢並びに知的財産の価値が重視されている今日の社会情勢に鑑みれば、過去に、公正取引委員会がぱちんこ遊技機業界に勧告し、その後、適正な特許利用ルールを決めて、ぱちんこ遊技機メーカー各社の保有特許権を適正に運用されたように、パチスロ遊技機メーカーも特許権の価値を再認識して、排他的な取引の時代から競争原理を活かす時代に移行すべく業界の正常化と適正なルールづくりを図るよう要求されております。

当社は、かねてから日本電動式遊技機特許株式会社（以下、日電特許といひます）というパテントプール会社を通じ、特許の問題を議論してきました。この日電特許との円滑な話し合いのもと、パテントプール制度を利用した新規参入排除の違法性、排他性を認識し、かねてから、この制度を是正し、公正な競争を行うように提案し続けておりました。

当社と日電特許との過去の話し合いの中で、独占禁止法上問題のある排他的パテントプール方式をやめ、権利者と実施許諾者との間で個別契約を締結し、日電特許は契約のみの事務代行管理を行い、実施の対価は3年の間、日電特許の価格で固定し、暫定的な取引として実施許諾契約を締結する、3年後には新たな個別契約を締結するという方式で確認、日電特許の取締役会において合意がなされました。当社社長の岡田が、当時日電特許の全体会議で十分な説明を行ったにもかかわらず、当社のかねてからの主張は聞き入れられませんでした。やむをえず、本件については、別訴を提起し現在に至るも係争中です。

現在も、日電特許株式会社が行っているパテントプール契約が独占禁止法に違反してい

ること、当社と日電特許株式会社とで締結した契約は既に終了しているとの当社の主張に変わりはありません。

当社では、今般、司法、行政をあげて見直されているプロパテント（特許重視）政策に沿って、特許重視の経営方針のもと、特許戦略を計画し実行しております。今後さらに、保有特許権の適正な権利行使を行うこととし、サミー株式会社には既に特許第 2574912 号に基づく損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

また、その他のパチスロ遊技機メーカーには、平成 14 年 6 月 13 日付けで同特許権に基づく警告状を送付いたしましたので、ここに併せてお知らせいたします。

## 2. 当該訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 14 年 5 月 31 日

## 3. 当該訴訟を提起した者

- (1)氏名 アルゼ株式会社
- (2)所在地 東京都江東区有明 3-1-25

## 4. 当該訴訟に該当する特許権の内容及び損害賠償請求金額

### (1)特許権の内容

対象となる特許権は当社保有のパチスロ機におけるフラグ持越の特許権です。  
本特許権の内容は特許第 2574912 号「サンプリングされた乱数に応じた入賞のリクエスト信号を発生させ、そのリクエストに対応した種類の入賞が得られない時に、そのリクエスト信号を次回のゲームまで保存するようにしたスロットマシン」であります。また、この特許権は、過去に日電特許株式会社との間で実施許諾した特許権以外の保有特許権として、現在のパチスロ機にはかかせない基本的な特許権であります。

### (2)損害賠償請求額

51 億 4 千 5 百 75 万円

以 上